

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 3 月 23 日 (金) 第3401号の 4



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

教 育 委 員 会 規 則

- 教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 1
- 鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則 (※) (教職員課取扱い) 1
- 鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 2
- 県立学校職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則 (※) (教職員課取扱い) 2

公 安 委 員 会 規 則

- 鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則 (※) (警務課取扱い) 2

教育委員会規則

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第 1 号

教育職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の給料の調整額に関する規則 (昭和32年鹿児島県教育委員会規則第17号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 勤務箇所の欄中「行う小学校, 中学校又は義務教育学校」を「行う小学校, 中学校, 義務教育学校又は高等学校」に改める。

附 則

この規則は, 平成30年 4 月 1 日から施行する。

.....

鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第 2 号

鹿児島県学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

(管理職手当の支給に関する規則の一部改正)

第 1 条 管理職手当の支給に関する規則 (昭和34年鹿児島県教育委員会規則第 3 号) の一部を次のように改める。

附則第 2 項を削り, 附則第 1 項の項番号を削る。

(鹿児島県学校職員の特地勤務手当等に関する規則の一部改正)

第 2 条 鹿児島県学校職員の特地勤務手当等に関する規則 (昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 1 号) の一部を次のように改める。

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の項番号を削る。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第 3 号

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県学校職員のへき地手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県教育委員会規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項を削る。

別表第 1 中 「蔵之元小学校
汐見小学校 を 「蔵之元小学校
鷹巣中学校 」 に改める。
鷹巣中学校 」

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

県立学校職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県教育委員会教育長 古川仲二

鹿児島県教育委員会規則第 4 号

県立学校職員に対する被服類貸与規則の一部を改正する規則

県立学校職員に対する被服類貸与規則（平成13年鹿児島県教育委員会規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号）第 2 条第 1 項第 2 号及び第 5 号に規定する学校職員」を「別に定めがあるもののほか、県立学校職員」に改める。

第 8 条を第 9 条とし、第 7 条の次に次の 1 条を加える。

（非常勤職員に対する貸与）

第 8 条 非常勤職員に対する被服類の貸与については、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

公安委員会規則

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年 3 月 23 日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

鹿児島県公安委員会規則第 3 号

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県地方警察職員の特地勤務手当等に関する規則（昭和46年鹿児島県公安委員会規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項を削る。

別表中「永田駐在所」及び「一湊駐在所」を削り、「鳩浜駐在所」を「輪内交番」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第 5 項を削る改正規定は、平成30年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行に関し必要な事項は、警察本部長が人事委員会と協議して定める。